

業務要求水準書（案）

新旧対照表

新	旧
第4 維持管理業務 5 維持管理期間中のユーティリティー (1) 上水道、工業用水道 イ 工業用水道 使用量は表 4-1 の範囲において提案とし、提案量までは無償で提供する。提案量を超えて使用した分については有償とし、その料金の額に関しては埼玉県工業用水道料金徴収条例に準ずるものとする。なお、使用量の超過判定は月間水量で行う。 給水施設等の維持管理は事業者が行うものとし、埼玉県工業用水道事業給水規程に準ずるものとする。	第4 維持管理業務 5 維持管理期間中のユーティリティー (1) 上水道、工業用水道 イ 工業用水道 使用量は表 4-1 の範囲において提案とし、提案量までは無償で提供する。提案量を超えて使用した分については有償とし、その料金の額に関しては埼玉県工業用水道料金徴収条例に準ずるものとする。 給水施設等の維持管理は事業者が行うものとし、埼玉県工業用水道事業給水規程に準ずるものとする。